

## 春日井市職員の公益通報に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、公益通報をする者の保護を図るとともに、行政機関としての法令遵守を推進するため、職員等の公益通報における適切な処理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条の規定による一般職及び特別職に属する職員をいう。
- (2) 職員等 職員、派遣により本市の業務において従事している者、市が法第2条第1項第2号又は第3号の事業者として労務の提供を受ける場合の当該労務を提供する者及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市が指定した者が行う公の施設の管理業務に従事する者をいう。
- (3) 通報 法第2条第1項に規定する公益通報をいう。
- (4) 関係課等 法第2条第3項に規定する通報対象事実について処分又は勧告等をする権限に係る事務を分掌する課又はそれに相当する組織をいう。

(通報窓口)

第3条 職員等からの通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を総務部人事課に置く。

- 2 通報窓口において公益通報処理に従事する者（以下「通報処理者」という。）は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 通報処理者は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(通報対象)

第4条 通報窓口は、職員等又は市民から、次のいずれかに該当する事実を受け付けるものとする。

- (1) 関係課等における法令に違反する行為の事実
- (2) 前号に掲げるもののほか、適正な業務の推進のために市長が必要と認める事実

(通報の受付)

第5条 通報窓口は、通報をする者(以下「通報者」という。)の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実を確認するとともに、通報内容整理票(第1号様式)を作成するものとする。

- 2 通報窓口は、通報を受理したときは当該通報を受理した旨を、受理しないときは当該通報を受理しない旨及びその理由を、通報者に対し遅滞なく通知しなければならない。

(通報内容の送付)

第6条 通報窓口は、通報を受理した場合は、速やかに関係課等に送付するものとする。

(調査の実施)

第7条 通報を送付された関係課等(以下「通報関係課等」という。)は、調査の必要性を十分に検討し、適正な業務の遂行に支障がある場合を除き、調査を行う場合は当該調査を行う旨及び当該調査の着手の時期を、調査を行わない場合は当該調査を行わない旨及びその理由を、通報者に対し遅滞なく通知しなければならない。

- 2 通報関係課等は、調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮し、遅滞なく必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。
- 3 通報関係課等は、調査の実施に当たっては、調査結果記録票(第2号様式)を作成しなければならないものとする。

4 通報関係課等は、通報者に対して、調査の進ちよく状況について適宜通知し、調査結果については遅滞なく通知することに努めるものとする。この場合において、通報関係課等は、通報者及び関係者の秘密、信用、名誉、プライバシー等（以下「秘密等」という。）に配慮しなければならない。

（是正措置等の実施）

第8条 通報関係課等は、調査の結果、第4条各号に定める事実が明らかになったときは、速やかに是正措置及び再発防止策等（以下「是正措置等」という。）をとるとともに、通報窓口に報告するものとする。

2 前項の報告は、調査結果報告書（第3号様式）により行うものとする。

3 市長は、通報関係課等からの報告に基づき、関係職員等の処分を行うものとする。

（是正措置等の通知）

第9条 通報関係課等は、調査結果及び是正措置等の内容を通報者に対し遅滞なく通知するものとする。この場合において、通報関係課等は、関係者の秘密等に配慮しなければならない。

（関係事項の公表）

第10条 通報窓口は、是正措置等の内容その他必要と認める事項を、適宜公表するものとする。

（是正措置等の実効性評価）

第11条 通報関係課等は、是正措置等を行った後、適切な時期に当該是正措置等の有効性を確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置その他の改善を図るよう努めるものとする。

（通報者等の保護）

第12条 通報窓口及び通報関係課等は、通報者及び公益通報に関する相談をする者（この条において「通報者等」という。）に対し、通報したことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。

2 市長は、通報窓口及び通報関係課等が、前項の規定に違反した場合又は正当な理由なく当該通報に関して知り得た秘密を漏らした場合は、懲戒処分その他適切な措置を講ずるものとする。

3 通報窓口及び通報関係課等は、通報者等に対し、通報したことを理由として不利益な取扱いを受けていないかを確認する等、通報者等の保護に努めるものとする。

(通報関連資料の管理)

第 13 条 通報窓口及び通報関係課等は、通報の処理に係る記録及び関係資料を、通報者等その他関係者の秘密等の保持に配慮して、適切な方法で管理しなければならない。

(協力義務)

第 14 条 職員等は、正当な理由がある場合を除き、通報に関する調査に誠実に協力するものとする。

2 職員等は、この要綱に定める通報について、他の部署その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 22 年 10 月 6 日から施行する。